

議案第 35 号

市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 11 月 26 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和 57 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 号中「月曜日」の次に「(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い当該休日以外の日)」を加え、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで

第 10 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

利用者の利便性の向上を図るため、祝日に少年自然の家を開所する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。